

包括根保証廃止の後先 (変わる保証契約)

ご承知だと思うが、4月1日から民法改正によりあの悪名高い「包括根保証」が廃止された。廃止自体は悦ぶべきことかもしれないが、実際どこがどうかわるのかご存じだろうか。重要な問題なので、今一度連帯保証についての考え方を整理してみたい。

連帯保証は、大きく、住宅ローン等のように特定の債務だけを保証する「特定債務保証」と継続的な取引関係の中で繰り返し発生する債務を保証する「根保証」に分けられるが、「包括根保証」は保証金額の上限や保証期間等を定めない根保証を云う。従来、会社が借入を起こすとき、殆ど全ての社長は「包括保証契約書」に署名捺印してきた、いや、させられてきた。それが当たり前だった。この包括根保証により、商法上の有限責任が事実上無限責任に転化した。

それが廃止され、根保証は全て「限定根保証」となったのだ。

何故「包括根保証」が廃止されるに至ったかについてはここでは触れないが、この改正によって借入のある金融機関からいずれ保証内容変更の案内がある筈だから、改正の内容をよく理解して対応する必要がある。概要は次の通り。

1. 保証契約は書面で行う...改正前は口頭の約束も有効だったが、今後は無効
2. 保証の限度額(極度額)を定める...上限を定めない契約は無効
3. 根保証は定められた5年以内に発生した債務に限定...期間の定めがない場合は3年とし、期限応答日に元本は確定する
4. 元本確定事由が明記された...債務者や保証人が死亡した場合も確定事由になる

書面取り交しは改めて云うまでもないが、3. 4. は一寸判りにくいかもしれない。根保証の元本確定とは保証すべき債務の元利金が確定することを云い、当然ながら元本確定日以降発生した債務については保証責任を負わないことになる。従って、金融機関としては約定日から5年(定めがないときは3年)目の日付が重要になる。その日までに、保証契約の更新(期限の更新)をしな

ければ元本が確定してしまうからだ。

今後、銀行が署名捺印を要請してくる保証約定書はどのようなものになるだろうか。これは推測に過ぎないが、おそらく、

1. 保証金額...ここ数年間の借入実績に一定程度上乗せした金額を保証上限額とする
2. 保証期間...5年を原則とする
3. 保証科目...原則として「限定しない」となる(と思う)。

その上で、保証期限前に更新手続きを行う、保証人の動向に留意する、貸出増額時には限度額変更契約を結ぶ、というような対応をとる(と思う)。これならば実質的に今までの包括根保証と変わらないことになるからだ。云うならば「限りなく包括に近い限定」を指向すると考えて間違いはない。それを理解した上対応した方がいい。

社長の現在の保証形態は、殆ど全てが包括根保証となっている(筈である)。この場合、向こう3年以内に(来月かもしれないし34ヶ月後かもしれない。多分、再来年中に手続きを終わらせる)限定根保証への切り替え手続きが進められる。その時、云われるままに判を押すか、もう一度きちんと折衝し直すかは重要だ。金額を小さくするか、期間を短くするか、あるいは保証科目を限定するか、そんな交渉をしてみることをお勧めする。そんな中から、銀行が自社に対して何を考えているのか、どうすれば条件が緩和されるのか、等が見えてくることもある。

それ以外の注意点。家族、親族が包括根保証していたら、できれば全て特定債務保証(普通保証)に変えたい。商手や手貸があって不可能な場合は、最小限の限定根保証に切り替えたい。第三者が保証人になっている場合、特定債務保証を原則とし、根保証は避けたい。

又、社長が他の会社の保証人になっていたら、これを機会に根保証は止めにしたい。限定根保証は5年間有効だが、更新手続きせずにそれを過ぎれば自動的に特定債務保証となる。

余り代わり映えのない「包括根保証廃止」に見えなくもないが、担保と保証に依存する金融機関は時代に取り残されかねなくなった。小さな変更が大きな変化をもたらすこともある。保証変更契約に当たっては毅然とした態度で臨みたい。